

令和 2 年度蒲郡市 一般会計 特別会計 企業会計 予算書

目 次

一般会計	1
第1表 歳入歳出予算	
歳 入	2
歳 出	5
第2表 債務負担行為	7
第3表 地 方 債	8
特別会計	
国民健康保険事業	9
後期高齢者医療事業	13
土地区画整理事業	17
企業用地造成事業	21
公共用地対策事業	23
三谷町財産区	25
西浦町財産区	27
企業会計	
水道事業	29
下水道事業	33
病院事業	37
モーターボート競走事業	41

第19号議案

令和2年度蒲郡市一般会計予算

令和2年度蒲郡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,031,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 市税		13,468,000
	1 市民税	5,292,000
	2 固定資産税	6,208,000
	3 軽自動車税	216,000
	4 市たばこ税	550,000
	5 入湯税	92,000
	6 都市計画税	1,110,000
2 地方譲与税		245,803
	1 地方揮発油譲与税	56,000
	2 自動車重量譲与税	150,000
	3 森林環境譲与税	8,803
	4 特別とん譲与税	31,000
3 利子割交付金		8,400
	1 利子割交付金	8,400
4 配当割交付金		64,000
	1 配当割交付金	64,000
5 株式等譲渡所得割交付金		42,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	42,000
6 法人事業税交付金		30,000
	1 法人事業税交付金	30,000
7 地方消費税交付金		1,692,000
	1 地方消費税交付金	1,692,000
8 ゴルフ場利用税交付金		1,750

単位：千円

款	項	金額
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,750
9 自動車取得税交付金		10
	1 自動車取得税交付金	10
10 環境性能割交付金		42,000
	1 環境性能割交付金	42,000
11 地方特例交付金		55,000
	1 地方特例交付金	55,000
12 地方交付税		1,710,000
	1 地方交付税	1,710,000
13 交通安全対策特別交付金		11,000
	1 交通安全対策特別交付金	11,000
14 分担金及び負担金		30,500
	1 負担金	30,500
15 使用料及び手数料		556,109
	1 使用料	386,438
	2 手数料	169,671
16 国庫支出金		3,575,654
	1 国庫負担金	2,667,736
	2 国庫補助金	893,054
	3 委託金	14,864
17 県支出金		1,907,753
	1 県負担金	1,092,488
	2 県補助金	650,315

単位：千円

款	項	金額
	3 委託金	164,950
18 財産収入		127,380
	1 財産運用収入	123,760
	2 財産売却収入	3,620
19 寄附金		404,222
	1 寄附金	404,222
20 繰入金		2,171,355
	1 特別会計繰入金	332,100
	2 基金繰入金	1,819,649
	3 財産区繰入金	19,606
21 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
22 諸収入		1,546,064
	1 延滞金	10,000
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	350,000
	4 受託事業収入	263,736
	5 雑入	922,228
23 市債		2,142,000
	1 市債	2,142,000
歳入合計		30,031,000

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 議会費		268,801
	1 議会費	268,801
2 総務費		4,194,428
	1 総務管理費	3,503,344
	2 徴税費	370,084
	3 戸籍住民基本台帳費	235,921
	4 選挙費	18,945
	5 統計調査費	34,061
	6 監査委員費	32,073
3 民生費		11,776,391
	1 社会福祉費	6,122,627
	2 児童福祉費	4,472,707
	3 生活保護費	1,181,057
4 衛生費		2,857,607
	1 保健衛生費	1,531,345
	2 清掃費	1,326,262
5 農林水産業費		412,432
	1 農業費	299,756
	2 林業費	22,472
	3 水産業費	90,204
6 商工費		732,991
	1 商工費	732,991
7 土木費		1,963,322

単位：千円

款	項	金額
	1 土木管理費	294,245
	2 道路橋りょう費	943,606
	3 河川費	104,200
	4 港湾費	86,319
	5 都市計画費	396,870
	6 住宅費	138,082
8 消防費		1,321,718
	1 消防費	1,321,718
9 教育費		4,111,294
	1 教育総務費	604,723
	2 小学校費	485,451
	3 中学校費	394,952
	4 社会教育費	683,528
	5 保健体育費	1,942,640
10 災害復旧費		4,200
	1 災害対策費	2,200
	2 総務施設災害復旧費	150
	3 民生施設災害復旧費	150
	4 衛生施設災害復旧費	150
	5 農林水産施設災害復旧費	200
	6 商工施設災害復旧費	150
	7 土木施設災害復旧費	600
	8 消防施設災害復旧費	150

単位：千円

款	項	金額
	9 教育施設災害復旧費	450
11 公債費		2,337,816
	1 公債費	2,337,816
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		30,031,000

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
設 楽 ダ ム 水 源 地 域 整 備 事 業 負 担 金	令和3年度～令和8年度	32,573
名鉄西尾・蒲郡線支援負担金	令和4年度～令和8年度	496,565
土地改良施設維持補修事業	令和3年度	6,200
道 路 補 修 事 業	令和3年度	20,000
市 民 体 育 館 耐 震 ・ 長 寿 命 化 事 業	令和3年度	1,074,460

第3表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉センター 空調設備改修事業	31,200	証書借入又 は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、市財 政の都合により繰上 償還することができる。
看護専門学校 空調設備改修事業	57,700			
道路補修事業	67,500			
道路新設改良事業	228,000			
橋りょう改修事業	64,300			
公的サイン整備事業	6,700			
市営住宅補修事業	54,500			
消防・防災 施設整備事業	39,700			
280MHzデジタル同報 無線システム子局更新事業	5,000			
竹島小学校 外壁改修事業	61,900			
蒲郡中学校 テニスコート整備事業	81,700			
市民体育館 耐震・長寿命化事業	443,800			
臨時財政対策債	1,000,000			
計	2,142,000			

第 20 号議案

令和 2 年度蒲郡市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度蒲郡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 185, 300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,699,650
	1 国民健康保険税	1,699,650
2 国庫支出金		10,450
	1 国庫補助金	10,450
3 県支出金		4,830,629
	1 県補助金	4,830,629
4 財産収入		680
	1 財産運用収入	680
5 繰入金		562,000
	1 繰入金	552,000
	2 基金繰入金	10,000
6 繰越金		43,626
	1 繰越金	43,626
7 諸収入		38,265
	1 諸収入	38,265
歳入合計		7,185,300

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		1 0 1, 8 3 6
	1 総務管理費	9 3, 5 8 2
	2 徴税費	8, 2 5 4
2 保険給付費		4, 7 7 6, 5 0 0
	1 療養諸費	4, 2 0 5, 9 4 0
	2 高額療養費	5 3 4, 5 0 0
	3 移送費	6 0
	4 出産育児諸費	3 0, 0 0 0
	5 葬祭諸費	6, 0 0 0
3 国民健康保険事業費納付金		2, 1 5 1, 1 4 6
	1 医療給付費分	1, 4 5 6, 2 9 4
	2 後期高齢者支援金等分	5 0 1, 9 5 2
	3 介護納付金分	1 9 2, 9 0 0
4 保健事業費		1 0 8, 4 8 8
	1 保健事業費	2 9, 1 1 7
	2 特定健康診査等事業費	7 9, 3 7 1
5 基金積立金		6 8 0
	1 基金積立金	6 8 0
6 諸支出金		2 6, 6 5 0
	1 償還金及び還付加算金	2 6, 6 5 0
7 予備費		2 0, 0 0 0
	1 予備費	2 0, 0 0 0
歳 出 合 計		7, 1 8 5, 3 0 0

第 21 号議案

令和 2 年度蒲郡市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 2 年度蒲郡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 275, 800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		967,038
	1 後期高齢者医療保険料	967,038
2 繰入金		1,234,000
	1 繰入金	1,234,000
3 繰越金		33,774
	1 繰越金	33,774
4 諸収入		40,988
	1 延滞金	10
	2 償還金及び還付加算金	1,704
	3 預金利子	1
	4 受託事業収入	39,069
	5 雑入	204
歳入合計		2,275,800

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		11,388
	1 総務管理費	6,523
	2 徴収費	4,865
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,206,765
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,206,765
3 保健事業費		52,943
	1 保健事業費	52,943
4 諸支出費		1,704
	1 償還金及び還付加算金	1,704
5 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		2,275,800

第 22 号議案

令和 2 年度蒲郡市土地区画整理事業特別会計予算

令和 2 年度蒲郡市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 074, 700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 保留地処分金		75,000
	1 保留地処分金	75,000
2 国庫支出金		89,080
	1 国庫補助金	89,080
3 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
4 繰入金		1,540,000
	1 繰入金	1,540,000
5 繰越金		80,362
	1 繰越金	80,362
6 換地清算金		150,748
	1 換地清算金	150,748
7 諸収入		10
	1 雑入	10
8 市債		139,000
	1 市債	139,000
歳入合計		2,074,700

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1, 4 5 5, 6 2 0
	1 事務所費	8 2 3, 7 4 3
	2 事業費	6 3 1, 8 7 7
2 公債費		4 6 4, 0 8 0
	1 公債費	4 6 4, 0 8 0
3 諸支出金		1 5 0, 0 0 0
	1 繰出金	1 5 0, 0 0 0
4 予備費		5, 0 0 0
	1 予備費	5, 0 0 0
歳 出 合 計		2, 0 7 4, 7 0 0

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	139,000	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第 23 号議案

令和 2 年度蒲郡市企業用地造成事業特別会計予算

令和 2 年度蒲郡市の企業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 1 1, 7 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		1,099,201
	1 財産運用収入	1
	2 財産売払収入	1,099,200
2 繰越金		12,498
	1 繰越金	12,498
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入合計		1,111,700

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 企業用地造成事業費		156,716
	1 事業費	156,716
2 公債費		771,884
	1 公債費	771,884
3 諸支出金		182,100
	1 繰出金	182,100
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,111,700

第 24 号議案

令和 2 年度蒲郡市公共用地対策事業特別会計予算

令和 2 年度蒲郡市の公共用地対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 241,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		88,684
	1 財産運用収入	2,484
	2 財産売却収入	86,200
2 繰越金		152,706
	1 繰越金	152,706
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		241,400

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 公共用地対策事業費		241,400
	1 公共用地対策事業費	241,400
歳出合計		241,400

第 25 号議案

令和 2 年度蒲郡市三谷町財産区特別会計予算

令和 2 年度蒲郡市の三谷町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		23,224
	1 財産運用収入	23,204
	2 財産売却収入	20
2 繰越金		14,263
	1 繰越金	14,263
3 諸収入		13
	1 預金利子	3
	2 雑入	10
歳入合計		37,500

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		21,291
	1 総務管理費	21,291
2 諸支出金		14,209
	1 繰出金	14,209
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		37,500

第26号議案

令和2年度蒲郡市西浦町財産区特別会計予算

令和2年度蒲郡市の西浦町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		10,676
	1 財産運用収入	10,666
	2 財産売払収入	10
2 繰越金		2,413
	1 繰越金	2,413
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		13,100

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		6,803
	1 総務管理費	6,803
2 諸支出金		5,397
	1 繰出金	5,397
3 予備費		900
	1 予備費	900
歳出合計		13,100

第27号議案

令和2年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	34,788栓
(2) 年間総給水量	9,550,000m ³
(3) 一日平均給水量	26,164m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	1,220,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,013,200千円
第1項 営業収益	1,839,859千円
第2項 営業外収益	173,311千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,846,500千円
第1項 営業費用	1,811,522千円
第2項 営業外費用	24,888千円
第3項 特別損失	90千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額650,100千円は過年度分損益勘定留保資金650,100千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	832,600千円
第1項 企業債	338,000千円
第2項 固定資産売却代金	10千円
第3項 負担金	309,982千円
第4項 分担金	41,808千円

第5項 補助金	142,800千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,482,700千円
第1項 建設改良費	1,422,505千円
第2項 企業債償還金	60,195千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
送水管布設事業	令和3年度	45,000
水道施設修繕事業	令和3年度	8,000
配水場等設備保守点検事業	令和3年度	3,000
電気設備保守点検事業	令和3年度	14,000
配水場場内整備事業	令和3年度	12,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 第1南山配水場築造事業及び配水管布設替事業に充てるため。
- (2) 限度額 338,000千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和2年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

155,386千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,475千円と定める。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第28号議案

令和2年度蒲郡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度蒲郡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1, 165 ha
(2) 処理区域内人口	57, 593人
(3) 年間有収水量	5, 900, 000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備費	1, 543, 712千円
処理場整備費	27, 210千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2, 455, 800千円
第1項 営業収益	1, 297, 340千円
第2項 営業外収益	1, 143, 312千円
第3項 特別利益	15, 148千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2, 409, 300千円
第1項 営業費用	2, 262, 645千円
第2項 営業外費用	136, 635千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	10, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額762, 400千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65, 081千円、過年度分損益勘定留保資金197, 345千円並びに当年度分損益勘定留保資金499, 974千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1, 581, 500千円

第1項 企業債	1,033,800千円
第2項 負担金及び分担金	72,843千円
第3項 固定資産売却代金	42千円
第4項 補助金	415,815千円
第5項 他会計出資金	59,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,343,900千円
第1項 建設改良費	1,713,037千円
第2項 企業債償還金	630,863千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

- (1) 事 項 下水道施設維持管理事業
- (2) 期間及び限度額 令和3年度 21,000千円
(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道管渠・処理場等整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 1,033,800千円
- (3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和2年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
- (4) 利率 年利3.0%以内
- (5) 償還の方法 借入先の融資条件による。
(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならない。

(1) 職員給与費

151,998千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な運営に資するため他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、359,700千円である。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第29号議案

令和2年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	297,955人
入院患者数	115,705人
外来患者数	182,250人
(3) 一日平均患者数	1,067人
入院患者数	317人
外来患者数	750人
(4) 主要な建設改良事業	
建物設備改良工事費	16,000千円
器械備品購入費	1,062,981千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	8,993,700千円
第1項 医業収益	8,054,301千円
第2項 医業外収益	939,369千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	9,112,200千円
第1項 医業費用	8,841,550千円
第2項 医業外費用	250,630千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額489,500千円は過年度分損益勘定留保資金489,500千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1, 419, 700千円
第1項 企業債	910, 000千円
第2項 出資金	509, 400千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投資償還金	200千円

支 出	
第1款 資本的支出	1, 909, 200千円
第1項 建設改良費	1, 086, 058千円
第2項 企業債償還金	808, 587千円
第3項 投資	14, 555千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

- (1) 事 項 蒲郡市看護師等修学資金
(2) 期間及び限度額 蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和2年度において貸与を決定した期間及び額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 医療機器等整備事業費に充てるため。
(2) 限度額 910, 000千円
(3) 起債の方法 証書借入
借入時期は令和2年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。
(4) 利率 年利3.0%以内
(5) 償還の方法 借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
(2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,758,242千円

(2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,314,740千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	電子カルテシステム	一式

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

第30号議案

令和2年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	192日
(2) 年間勝舟投票券発売金	111,240,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	579,375千円
(4) 年間場間場外受託発売金	13,380,730千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	116,090,200千円
第1項 営業収益	115,988,059千円
第2項 営業外収益	102,111千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	113,153,100千円
第1項 営業費用	109,777,504千円
第2項 営業外費用	3,355,566千円
第3項 特別損失	30千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,585,900千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,199千円、減債積立金287,094千円、建設改良積立金653,267千円並びに過年度分損益勘定留保資金580,340千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
第1項 企業債	0千円

支	出
第1款 資本的支出	1, 585, 900千円
第1項 建設改良費	718, 466千円
第2項 企業債償還金	287, 094千円
第3項 投資	570, 340千円
第4項 予備費	10, 000千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広告宣伝事業	令和3年度	2, 500
出走表発行事業	令和3年度	120, 000
ファンサービス事業	令和3年度	25, 500

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 659, 497千円 |
| (2) 交際費 | 1, 000千円 |

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木寿明